

北海道の最低賃金が 920 円になります

現行時給で 889 円となっていました北海道の最低賃金額が令和 4 年 10 月 2 日より 31 円引き上げられ、920 円に改定されます。今年も昨年に引き続き大幅な増加改定となっております。最低賃金は時給額で決められていますが、給与を時給で支給する際のみならず日給、月給制等による支給の際にも時給換算し、原則全ての労働者に適用となります。ご不明な点等ありましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

- 月給者参考：フルタイム労働者（月所定労働時間 173 時間の場合）

920 円（改定後最低賃金）×173 時間 = 159,160 円 以上の月給額の支払が必要となります。

雇用調整助成金のコロナ特例 10 月以降に上限引き下げへ

新型コロナウイルスの影響を受けた企業などに対する雇用調整助成金の特例措置について、厚生労働省は 10 月以降、助成金の上限を引き下げる方向で最終調整を進めています。雇用調整助成金は、企業が従業員を休業させた時に休業手当の一部を助成する制度で、新型コロナの影響を受けた企業には、助成金の上限や助成率を引き上げる特例措置が設けられています。この措置について、厚生労働省は、コロナ禍からの経済の回復が進んでいることや、最近の雇用情勢などを踏まえ、10 月以降、縮小する方向で最終調整を進めています。

具体的には、直近 3 か月の平均の売り上げが、感染拡大前と比べて 30%以上減少した企業などへの助成金について、現在は上限を一日当たり 1 万 5000 円に増額していますが、1 万 2000 円に引き下げる方向です。最大 100%に引き上げている助成率については維持します。また、売り上げの減少が 30%には満たないものの、コロナの影響を受けている企業などへの助成金の上限も、現在の一日当たり 9000 円から 8355 円に引き下げる方向です。

厚生労働省の審議会で正式に決定される見通しで、今年 11 月末まで運用し、12 月以降については、状況を見て改めて判断することとしています。厚生労働省によりますと、雇用調整助成金の支給決定額は、特例措置が設けられて以降、6 兆円を超えていて、雇用保険の財政の圧迫も懸念されています。

北海道企業の 22 年賃上げ率 4 年ぶり 2%超 道経連

北海道経済連合会の調査によりますと、2022 年春季労使交渉の平均賃上げ率は 2.14%になりました。道内に拠点を持つ企業が対象で、2%を超えたのは 18 年以来 4 年ぶりとなります。平均妥結額は 6662 円となり、前年実績を 1654 円上回りました。

妥結額を 21 年実績と比較すると集計対象の 14 業種のうち、12 業種で増えており、業種別ではサービス (2.79%) が最も高くなりました。金融・保険 (2.61%) や建設 (2.55%)、その他製造 (2.55%)、食料品等 (2.43%) が続きました。調査対象のうち 160 社が回答し、このうち「賃上げなし」で妥結した企業の割合は 11.3%となり、前年から低下しました。



- 四季彩の丘（美瑛町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 割増賃金率の引き上げ 】

働き方改革関連法のひとつに時間外労働における割増賃金率の引き上げがあり、これまで大企業については1ヶ月に60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率は50%以上となっていました。2023年4月以降は猶予措置が終わり、中小企業の割増率も大企業と同様の50%以上に引き上げられます。例えば1ヶ月に70時間の時間外労働が発生した場合、60時間分の時間外労働に対しては25%以上の割増率、60時間を超えた残りの10時間分に対しては50%以上の割増賃金率が適用されます。現行において時間外労働が多い事業所においては残業時間の抑制を含めた対応を検討する必要があります。

事務所より

今年の十勝の夏は本州方面ほどの猛暑続きではなかったものの、それなりに暑い日も多くなりましたが、お盆を過ぎたあたりから、朝晩の風が秋っぽくなってきたように感じます。秋は「読書の秋」や「スポーツの秋」など趣味に没頭する季節としてよく話題に上りますが、一番多く言われるのは「食欲の秋」ではないでしょうか？この「食欲の秋」について秋の食欲増加には諸説あるようで、食欲を抑えるセロトニンが日照時間が短くなるため分泌が少なくなり、食欲増加につながる説、夏バテ解消説、基礎代謝が上がる説等がありますが、美味しい食材が出回るからという分かりやすい説もあります。また、冬に備えて栄養を蓄えるためという説も昔からありますね。いずれにせよ、「食欲の秋」という言葉を口実に食べ過ぎることは注意しつつ、秋を楽しみたいものですね。

人材紹介サービス等を行うエン・ジャパンが行った「企業・面接官対応の応募者への影響」調査の中で転職活動中に面接や企業の対応で、この会社には入社したくないと思ったことはありますか？という設問に対し、72%があると回答したそうです。その理由は「面接官の態度が不快だったため」、「求人情報と面接の話に齟齬があったため」といったものが上位になりました。逆に面接時にこの会社に入社したいと思ったことはありますか？という設問に対しては80%があると回答し、その理由のトップは「面接官の人柄・印象がよかったため」となりました。人材採用が重要視される中、優秀な人材を確保するためには面接時の対応にも注意したいものですね。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

算定基礎届の提出により報酬月額に変更のある方は社会保険料額が9月分から改定となり、10月支給分の給与から控除する社会保険料額が変更になります。弊社より控除額一覧表をお渡し致しますので新しい控除金額、控除時期等をご参照の上、お間違いないように控除していただきますようお願い致します。

